

南相木小学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

南相木村教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

南相木村教育委員会では、南相木小学校に勤務する教職員一人ひとりが心身の健康を保ちながら、いきいきとやりがいを感じて豊かな教職員生活を送ることができ、学校内外での学びや自己研鑽、豊かな生活経験を通じて、教職員としての専門性や創造性を高め子どもたちへの質の高い教育を実現していきます。そのために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務となる働き方を改善します。

(2) 南相木村の現状

○南相木村では、文部科学省からの「公立学校の教職員の業務量の適切な管理とその他教職員のサービスを監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針」により、学校の働き方改革に取り組んでおり、令和6年10月1日からホームページに公開しています。

○南相木小学校における教育職員の時間外在校等時間の状況について

令和7年1月～12月の状況は以下のとおりであった。

【令和7年の時間外在校等時間の状況】

	一人当たりの勤務日の時間外勤務平均時間	時間外勤務平均46時間以上80時間未満の者の割合	時間外勤務平均80時間以上100時間未満の者の割合	時間外勤務平均100時間以上の者の割合
南相木小学校	月 27.23 時間	17.0% (年)	0.6% (年)	0.0% (年)

※時間外在校等時間には、次の項目は含まない。「自己研鑽の時間」「その他業務外の時間」「業務の持ち帰りの時間」(文科省指参照)

○時間外在校等時間の平均は27.23時間であるが45時間を超える教職員が、8月を除き毎月1～4人となっている。小規模校であるため、休暇取得に伴う支援に入ることや、単級での学級編成であるため、各学年とも一人の担任に係る業務量が多くなる傾向があり、教育の質の向上のために必要な時間的余裕(休憩時間を含む。)を創出することが必要である。

○持ち帰り時間は月平均0時間

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条(令和8年4月1日施行)に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

	一人当たりの勤務日の時間外勤務平均時間	時間外勤務平均45時間以上80時間未満の者の割合	時間外勤務平均80時間以上100時間未満の者の割合
南相木小学校	月 25 時間	10.0% (年)	0.0% (年)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。

【令和 7 年の実績：16.1 日】

- ・ストレスチェックの実施割合を 100%とする。

【令和 7 年の実績：0.0%】

- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 10 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童が補導された時の対応（「3 分類」②関係）

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等のうち、法律上の問題については、弁護士との法律相談を活用し、トラブルが大きくなる前に早めの相談・活用を呼びかける。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等については、担当者又は学校だけで対応が困難な場合も想定されることから、教育委員会も相談に応じるよう、適切に対応するために必要な体制の整備を図る。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3 分類」⑥関係）

- ・文部科学省、長野県教育委員会等から学校に発出される調査については、真に必要な調査に限ることを上申するとともに、回答に係る事務業務については、負担軽減が図れるような電子申請等の機能等の活用を進める。

◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3 分類」⑦関係）

- ・専門性が高い保護者や地域のボランティアへの依頼や AI の活用を進める。
- ・専門性が高い分野であるため、必要な支援員を配置する。

◇校舎の開錠・施錠（「3 分類」⑩関係）

- ・職員間の役割分担の見直し等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境の整備を進める。

◇校内外清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化、教員業務支援員への依頼、学校職員の輪番、地域ボランティアや外部委託を検討する。

◇図書館整備

- ・図書館司書を配置する。
- ・読み聞かせや図書整備の協力を地域ボランティアに依頼する。

◇研修会

- ・教職員が積極的に研修に参加できるよう、財政的にも支援をする。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務等を補助する教員業務支援員等の支援スタッフを必要に応じて配置する。
- ・授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。

◇学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・導入している校務支援システムを活用する。
- ・支援員を配置する。

◇学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・学校行事に係る準備や運営の協力を保護者や地域ボランティアへ協力を依頼する。
- ・副学籍校との事前の連絡調整を副学籍コーディネーターが中心に取り扱う。

◇支援が必要な児童・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を積極的に求め、その会議の開催は勤務時間内を原則とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会は、学校が、医療、福祉、警察等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

◇家庭連絡のデジタル化

- ・一斉メールやアプリを活用した保護者連絡の実施を促進する。
- ・保護者との連絡帳について、紙からデジタル化への移行を研究する。

(2) 学校における措置の推進

- ・学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。
- ・学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合する。
- ・職務経験が少ない教育職員に、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。
- ・学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員会議や分掌業務などの校務を効率化する。
- ・事務文書等の作成項目や内容の簡略化を進める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を勧める。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・全職員がストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中にリフレッシュウィークの設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、学校のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会、総合教育会議及び学校運営委員会において報告する。
- ・学校での児童の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関と共に取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握する。
- ・教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合は、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え本計画の周知を行うと共に、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、村長部局と連携し、保護者や地域の皆様に対して、「南相木小学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。